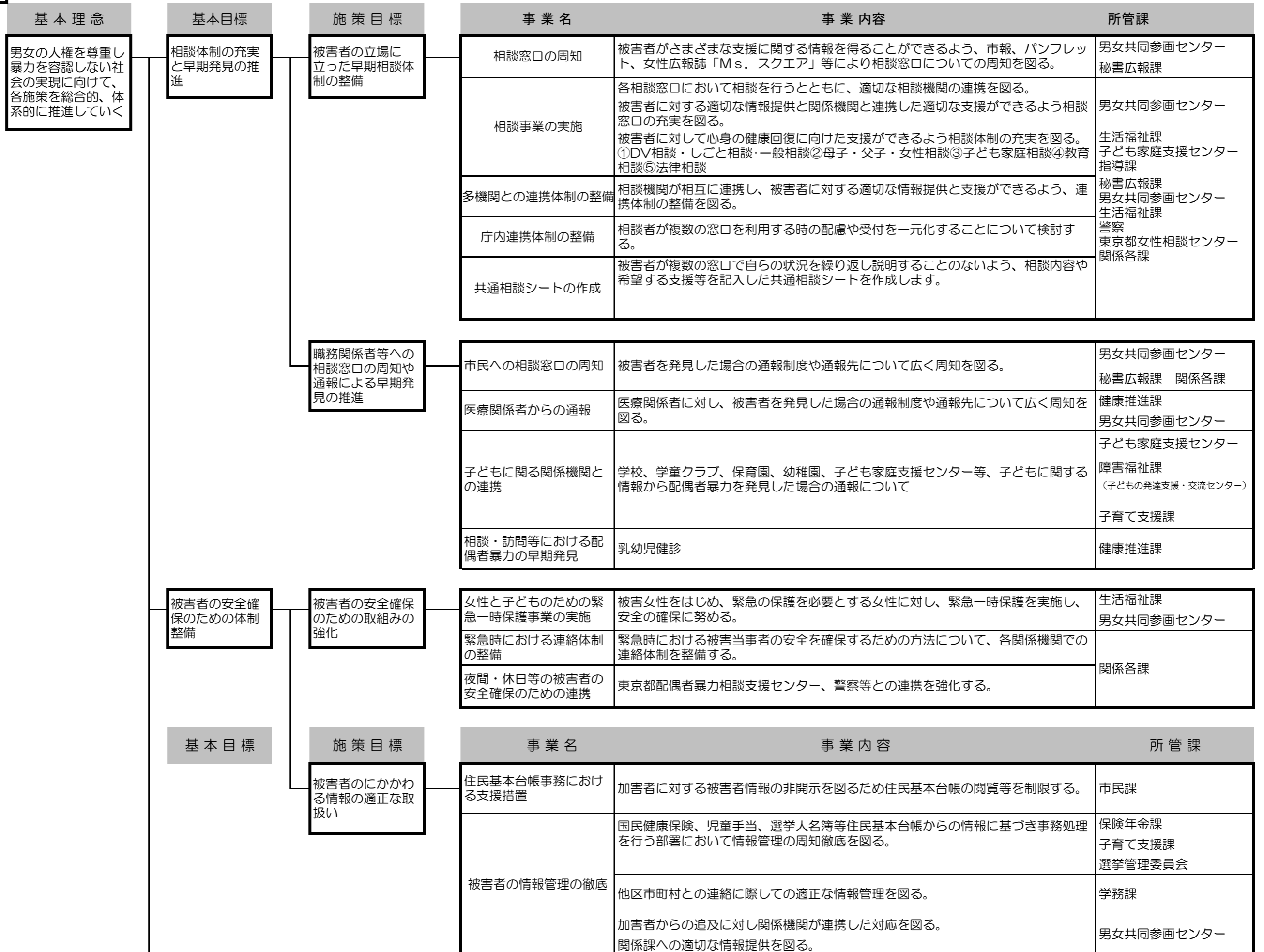
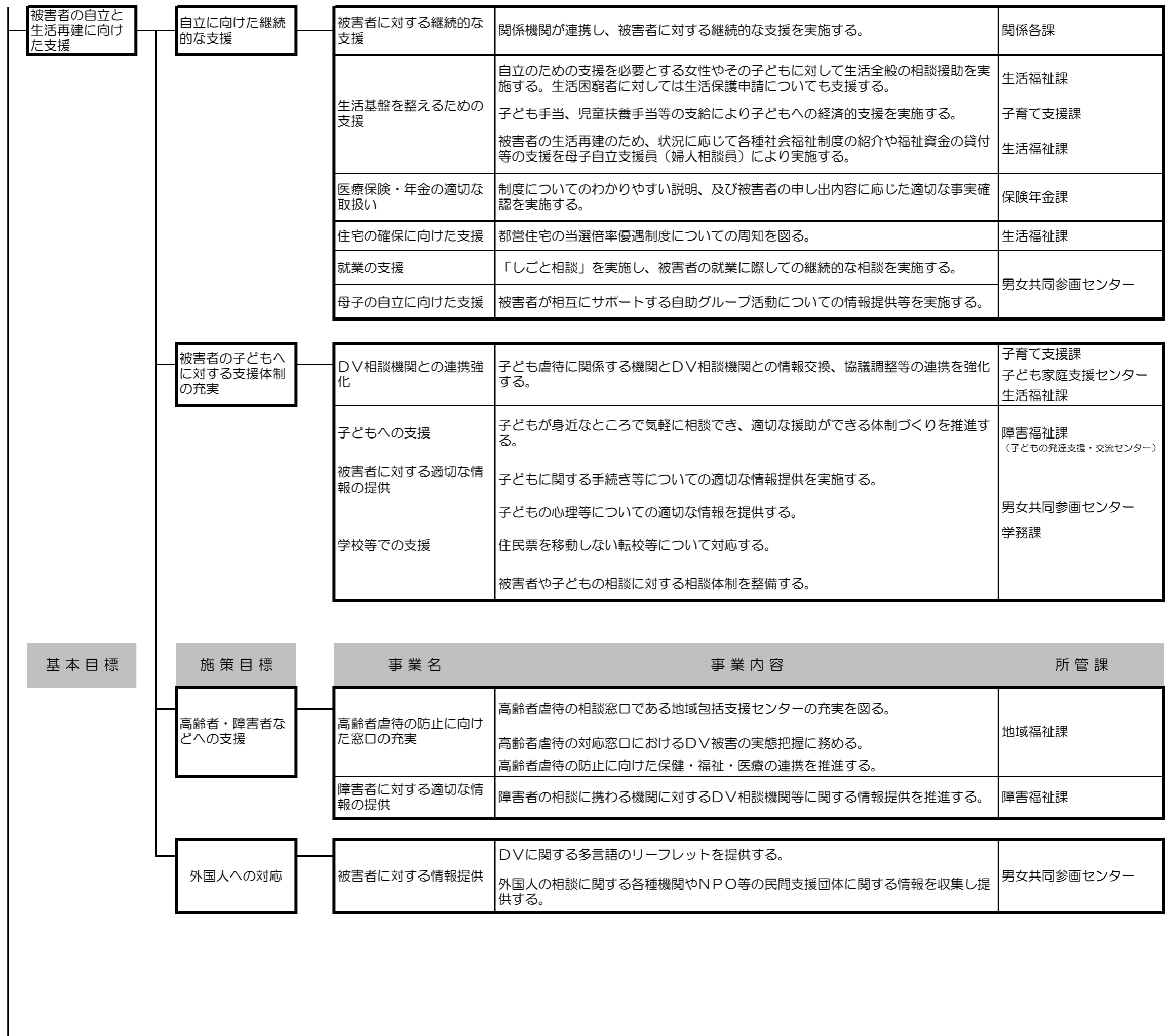


計画の体系





暴力を防止するための普及・啓発活動	広報及び啓発活動の推進	各種広報の活用	Ms.スクエア、市報、ホームページ等による広報活動を推進する。	男女共同参画センター 秘書広報課
		地域、企業、学校、家庭等に対する啓発	講座・学習の充実 配偶者等からの暴力は、身近にある重大な人権を侵害する行為であるという理解を広めるための講座・学習を推進する。	男女共同参画センター
			配偶者暴力の理解と相談機関についてのPRカードの配布により相談窓口の周知を図る 関係機関への相談窓口を記載したカードやパンフレット等の配布等を通して潜在化しがちな配偶者等からの暴力について、被害者の発見・通報の趣旨について広く地域の理解を促進する。 ・民生・児童委員への周知 ・医療関係者へのカードの配布による周知 ・子どもに係る場所（児童センター・子育てひろば等）でのカード配布による周知	男女共同参画センター 地域福祉課 健康推進課 子ども家庭支援センター 児童センター 産業振興課
基本目標	施策目標	事業名	事業内容	所管課
	若年層への暴力防止啓発活動の推進	デートDVに関する啓発	PRカードの配布による相談窓口の周知 交際相手からの暴力（デートDV）を防止するため、若年層に向けたPRカードを配布する。 デートDVに関しての理解を広めるため、市内にある大学との連携のあり方を検討する。 デートDVに関しての理解を広めるため、教育関係者に対する研修や出前講座を検討する。	男女共同参画センター
		学校での人権教育の推進	学校における人権教育や男女平等教育の推進 どんな理由があっても、暴力は許されない行為であるということを理解し学ぶ人権教育や、男女がともに働くことを基本とした職業観の養成等、男女平等教育を推進する。	指導課
推進体制の充実	研修の推進	市職員に対する研修の実施	市のさまざまな窓口へ被害者からの相談があることを想定し、DVへの理解促進と二次被害防止のために「職員のための手引」に基づいた研修を実施する。	男女共同参画センター 職員課
		関係機関の連携・協力と施策の推進	関係機関連絡協議会	警察、保健所、児童相談所、民間支援団体等及び各所管課からなる配偶者等からの暴力対策連絡協議会を開催し、関係機関相互の連携、協力を推進する。
	庁内連携の推進		男女平等推進本部専門部会を定期的開催し、庁内関係機関の連携、協力を推進する。	
	民間団体への支援、連携		被害者支援に携わる民間団体の運営費の助成等の活動支援や連携、協力を推進する。	
	東京都、他市区町村等広域連携の推進		被害者支援のためのさまざまな広域連携を推進する。	
	苦情に対する適切な対応		苦情に対する適切、迅速な対応を図る。	
施策の推進	計画の推進と施策の見直し	施策の進捗状況を把握・管理する。 被害者の実態を把握し施策へ反映するための調査を検討する。	男女共同参画センター 生活福祉課	
	配偶者暴力相談支援センター機能整備の検討	配偶者暴力支援センター機能整備を検討する。		